

令和3年度 議案第3号

建築基準法第51条ただし書の
規定に基づく建築物の敷地の
位置の許可について

(特定行政庁秋田市長)

令和4年3月24日審議

秋田県都市計画審議会会長

令3建指第2932号
令和4年2月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

特定行政庁
秋田市長 穂 積



建築基準法第51条ただし書許可の規定による
秋田県都市計画審議会への付議について（依頼）

建築基準法第51条ただし書の規定により、令和4年2月10日付けで申請された下記建築物について、これを許可するために、同条の規定に基づき秋田県都市計画審議会の議を経なければならないことから、同審議会への付議をお願いします。

記

- 1 申請者 秋田県秋田市寺内蛭根三丁目24-3
ユナイテッド計画株式会社
代表取締役 平野 久貴
- 2 計画施設
所在地 秋田市向浜一丁目1-25および1-192
種類 産業廃棄物処理施設（破碎施設）

担 当 秋田市都市整備部建築指導課
審査・検査担当 福岡 真望子
電話 018-888-5769
FAX 018-888-5763



付議依頼理由書

- 1 本申請者は向浜地区内で本計画地とは別敷地において、平成19年度に建築基準法（以下、「法」という。）第51条ただし書に基づく許可（以下、「ただし書許可」という。）を受け、平成23年から中間処理施設（焼却溶融施設、シアン分解施設および油水分離施設）を稼働している。また、令和2年度には既存施設の隣接敷地に同種の許可を受け焼却施設を建設中である。

本計画は既存施設とは別の敷地に中間処理施設として選別施設および破碎施設を新設する計画である。

- 2 今回の計画により新設する破碎施設は、1日当たりの処理能力が廃プラスチック類316.08トン、木くず508.32トンであり、廃掃法施行令第7条七号および八号の二に規定する産業廃棄物処理施設に該当し、法第51条「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなる。

→参考①

- 3 都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置が決定しているか、ただし書許可を得るか、又は政令で定める規模以下としなければならないものであるが、本施設は都市計画で位置決定されたものではなく、政令で定める規模も超えていることから、ただし書許可申請がなされたものである。

→参考②

- 4 産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第15条第1項第5号、同施行令第9条第2項第7号の規定により都道府県であることから、「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となる。

→参考③

以上のことから許可申請受理後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議依頼するものです。

参考①

■建築基準法（抜粋）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

■建築基準法施行令（抜粋）

（位置の制限を受ける処理施設）

第130条の2の2 法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（産業廃棄物処理施設）

第7条

七 廃プラスチック類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が5tを超えるもの

八の二 第2条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が5tを超えるもの

（産業廃棄物）

第2条

二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

参考②

■建築基準法施行令（抜粋）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

第130条の2の3 法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第6号に該当するものを除く。）

1日当たりの処理能力（増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

チ 廃プラスチック類の破碎施設 6 t

ヌ 廃棄物処理法施行令第2条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）又はがれき類の破碎施設 1 0 0 t

参考③

■都市計画法（抜粋）

（都市計画を定める者）

第15条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

■都市計画法施行令（抜粋）

（都道府県が定める都市計画）

第9条

2 法第15条第1項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

七 産業廃棄物処理施設

1. 申請理由書

弊社は、昭和61年から、秋田県より安定型最終処分場、管理型最終処分場、焼却施設、造粒固化施設（汚泥）、脱水施設（汚泥）、破砕施設（がれき類）・（木くず等）・（廃石膏ボード）、処分業及び、収集運搬業の許可を頂き、運営しております。

平成22年には、秋田市より中間処理施設（焼却溶融施設、シアン化合物分解施設、中和処理施設、油水分離処理施設）の許可を頂き、稼働しております。

また、令和2年には、2基目の焼却施設の設置許可を頂き、現在建設を進めております。

現在は、これらの施設を使用し、リサイクリングヒルズ潟上事業所とリサイクリングワープ秋田事業所にて、産業廃棄物の処理を行っております。

また、2018年1月、中国による日本からの廃プラスチック類の輸入禁止措置に続き、東南アジアでも廃プラスチック類へ輸入制限がかけられたことにより、廃プラスチック類の輸出量は大きく減少し、結果として、行き場を失った大量の廃プラスチック類が国内に溢れております。廃プラスチック類はベレット化してリサイクルを行うか、焼却による処分が一般的ですが、国内の廃プラスチック類のリサイクル率は約25%と低く、また現在稼働している焼却施設だけでは受入能力が追いつかないため、廃プラスチック類の一部は環境への負荷が大きい埋立処分を行っているのが現状です。そこで弊社は、資源化できるもの、焼却処理するもの、埋立処分をするものに効率よく廃棄物を選別できる選別処理施設、選別後の廃棄物を次工程で処理しやすいようにする破砕処理施設を計画しました。なお、この計画と並行して2号焼却施設は建設中となっております。

今回申請の施設では、選別機にて比重・形状による選別処理と、選別処理後の廃棄物及び、選別処理の必要のない形状の大きい廃棄物の破砕処理を行います。破砕後の廃棄物は、随時、既存の焼却処理施設（建設中の2号焼却施設も含む）に運搬して、焼却処理を行います。また、選別、破砕をして減容された（焼却処理を行えない）廃棄物は、管理型最終処分場に運搬し、埋立処理を行います。

現在、リサイクリングヒルズ潟上事業所で受入・処理をしている廃棄物について、今回申請の選別・破砕施設が稼働することで、秋田県内でも排出量の多い中央地区及び、県南地区の廃棄物を、当該施設にて受け入れることが可能となります。これにより、廃棄物の発生元からの運搬距離が短くなること、選別・破砕施設の主な拠点が今回申請の施設に移ることで破砕処理後の廃棄物を自社の向浜に設置の焼却施設（設置予定の2号焼却施設を含む）に運搬される距離も短くなることから、運搬車両の燃料使用量の削減（二酸化炭素排出の削減）となります。なお、リサイクリングヒルズ潟上事業所（破砕）での受入れは、これまで通り継続し、県北地区及び潟上地区を対象としております。

以上の事由により、選別施設・破砕施設の設置をたく、本申請をさせていただきますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

秋田県秋田市寺内蛭根三丁目24番3号

ユナイテッド計画株式会社

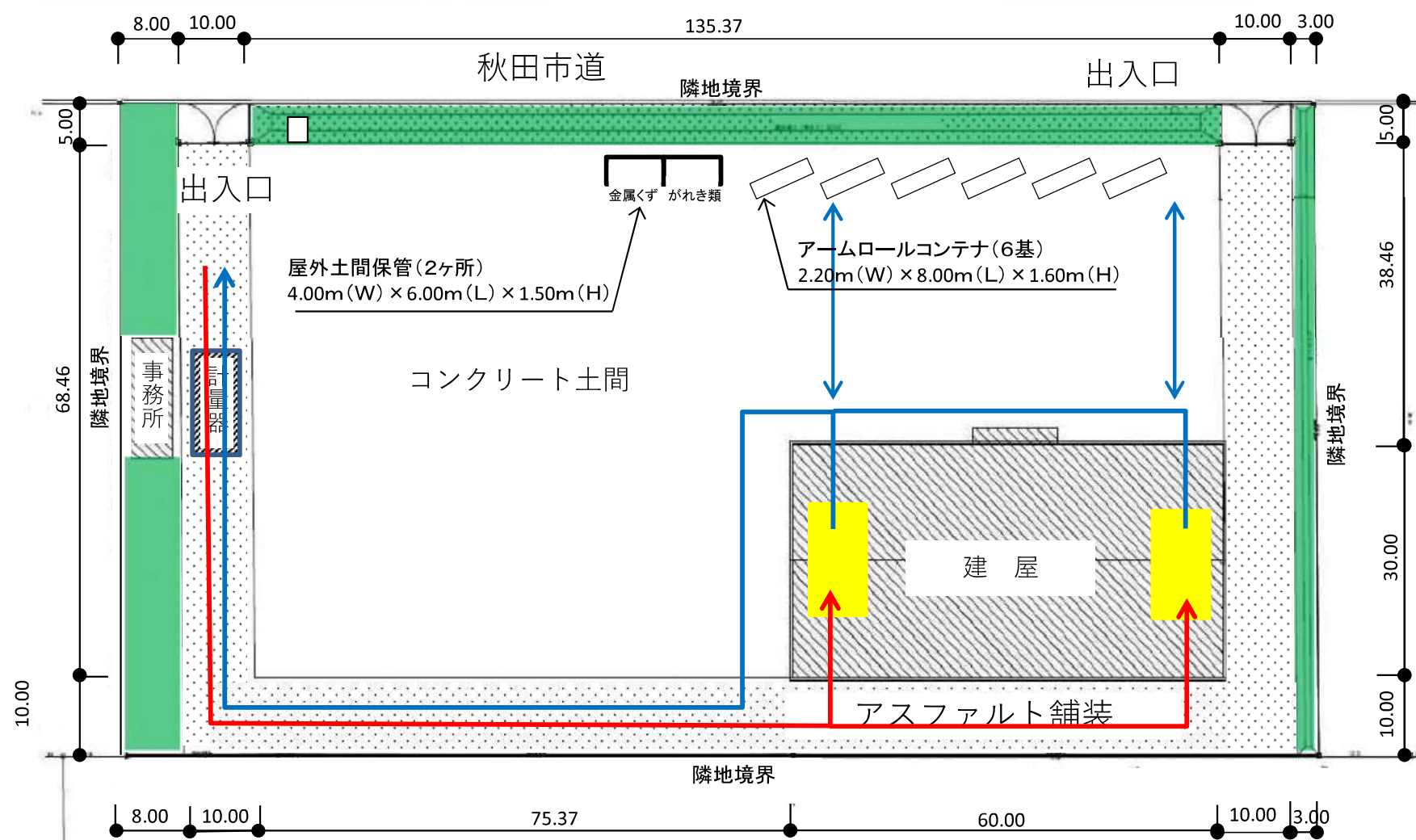
代表取締役 平野 久貴



2. 事業計画概要書

項 目	計 画 内 容
事業者	秋田県秋田市寺内蛭根3丁目24番3号 ユナイテッド計画株式会社 代表取締役 平野久貴
目 的	近年、増加傾向にある廃プラスチック類をはじめとする産業廃棄物を、選別・破砕処理を行うことで、効率的な焼却処理と埋立処分にかかる環境負荷の低減を図る。
施設の場所	秋田県秋田市向浜一丁目1番25、192
施設の使用目的	破砕処理前に、選別施設で比重・形状による選別処理を行います。選別施設では、異物を取り除きます。選別処理後は、破砕処理もしくは最終処分場での埋立処分となります。廃棄物の種類に合わせて、適切に処理を行います。
廃棄物の種類 (施設全体)	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類 上記のものは、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
発注者及び 排出業者	○排出事業者として、産業廃棄物の中間処理業者・ゼネコン等の工事業者・食品及び製品製造会社があります。 ○受入する廃棄物は、秋田市を含む秋田県内・県外で発生する物とします。
施設計画概要	○ 選別機 製造者：BRTハルトナー 型 式：HV60-338 性 能：処理能力：90.7m ³ /時 ○ 中間処理を行う産業廃棄物の種類及び量 廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類 1日当たりの処理容量：2,176.8m ³ 90.7m ³ /時×24時間＝2,176.8m ³

項 目	計 画 内 容
中間処理後の 廃棄物	○ 中間処理方法 受け入れた廃棄物を重機で選別機に投入し、比重・形状による選別を行う。 重量物：木くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずがれき類等 軽量物：廃プラスチック類・紙くず・繊維くず等 細粒物：土砂等の不要物（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず） 処分方法：木くず・がれき類はそれぞれ自社の木くず破砕処理施設、がれき類の破砕処理施設に運搬し、破砕処理を行います。細粒物は、焼却施設に運搬し焼却処理または、管理型最終処分場で埋立処分します。それ以外は、今回計画の破砕処理施設で破砕処理を行い、その後焼却施設で焼却処理もしくは、管理型最終処分場にて埋立処分を行います。 鉄くずは、金属回収業者に有価物として売却します。



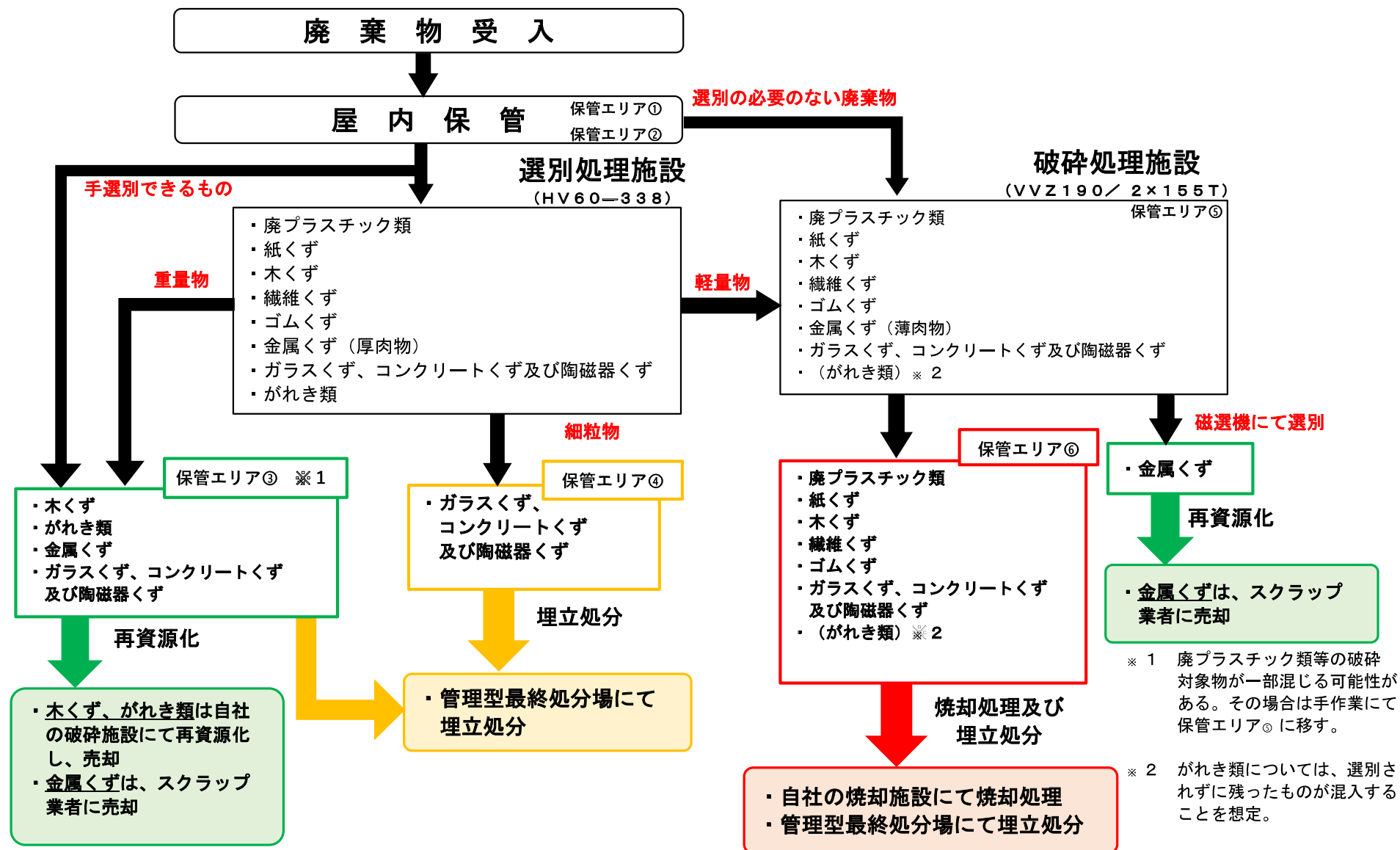
ナチュラルエネルギー株式会社 様

有限会社石川コンクリート工業 様

- : 搬入車両
- : 搬出車両
- : 作業エリア

敷地内作業動線図

中間処理施設の処理フロー図





許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第51条ただし書きによる許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 秋田市長 穂積 志 様

令和 4 年 2 月 10 日

申請者氏名 ユナイテッド計画株式会社
代表取締役 平野 久貴



【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】 ユナイテッド計画株式会社
【ロ. 氏名】 ユナイテッド計画株式会社 代表取締役 平野 久貴
【ハ. 郵便番号】 011-0904
【ニ. 住所】 秋田県秋田市寺内蛸根 3-24-3
【ホ. 電話番号】 018-865-3776

【2. 設計者】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 355844 号
【ロ. 氏名】 林 徳彦
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (秋田県知事) 知事登録第 18-10A-0747 号
株式会社林工務店一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 011-0943
【ホ. 所在地】 秋田県秋田市土崎港南 1-14-37
【ヘ. 電話番号】 018-845-1863

※手数料欄 現金 ¥160,000-

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
第 4.2.10 号			年 月 日
係員氏名 第 284-8 号			第 号
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 秋田市向浜一丁目1-25、1-192

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☒ 指定なし ☒ 法22条指定区域

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】 風致地区（勝平山第3種風致地区）

【5. 道路】

【イ. 幅員】 15m
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 166.475m

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (13,910.59㎡) () ()
(2) () () ()
【ロ. 用途地域等】 (工業専用地域) () ()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (200%) ()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 (60%) ()
【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 13,910.59㎡
(2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200%
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60%
【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分 08620) 処理施設

【8. 工事種別】

☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築面積】 (1,977.28) (0) (1,977.28)
【ロ. 建蔽率】 14.21

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築物全体】 (1,975.36) (0) (1,975.36)
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】 () () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()

【ス. 宅配ボックスの設置部分】 () () ()

【ル. 住宅の部分】 () () ()

【ヲ. 老人ホーム等の部分】 () () ()

【ワ. 延べ面積】 1,975.36 ㎡

【カ. 容積率】 14.20 %

【11. 建築物の数】	
【イ. 申請に係る建築物の数】	3 /
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】	
【12. 工事着手予定年月日】	令和4年 6月 1日 /
【13. 工事完了予定年月日】	令和4年 12月 31日 /
【14. その他必要な事項】	
【15. 備考】	

(第三面)

建築物別概要					
【1. 番号】	1 /				
【2. 工事種別等】	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☐ 既設				
【3. 構造】	鉄骨 造 / 一部 造				
【4. 高さ】					
【イ. 最高の高さ】	14.05m /				
【ロ. 最高の軒の高さ】	12.30m /				
【5. 階別用途別床面積】					
【イ. 階別用途別】					
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)	
(1 階)	(08620) (工場棟)	(1,871.20)	(0)	(1,871.20)	/
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
(階)	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
(階)	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
(階)	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
(階)	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
【ロ. 用途別】					
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)	
(08620)	(工場棟)	(1,871.20)	(0)	(1,871.20)	/
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
【6. その他必要な事項】					
【7. 備考】					

【5.階別用途別床面積】

【イ、階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(1 階)	(08470)	(事務所棟)	(75.36)	(0)	(75.36)
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

【口、用途別】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分	/) (申請以外の部分)	(合計
(08470 /)	(事務所棟 /)	(75.36	(0	(75.36 /)
() ()	()	()	()	()
() ()	()	()	()	()
() ()	()	()	()	()
() ()	()	()	()	()

【6.その他必要な事項】

【7.備考】

【5.階別用途別床面積】

【イ、階別用途別】

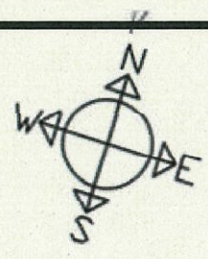
【申請部分】		【申請以外部分】		【合計】	
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外部分)	(申請部分)	(申請以外部分)
(1 階)	08990 計量器棟	28.80	0	28.80	
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(2 階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(3 階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(4 階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(5 階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

【口、用途別】

[illegible]

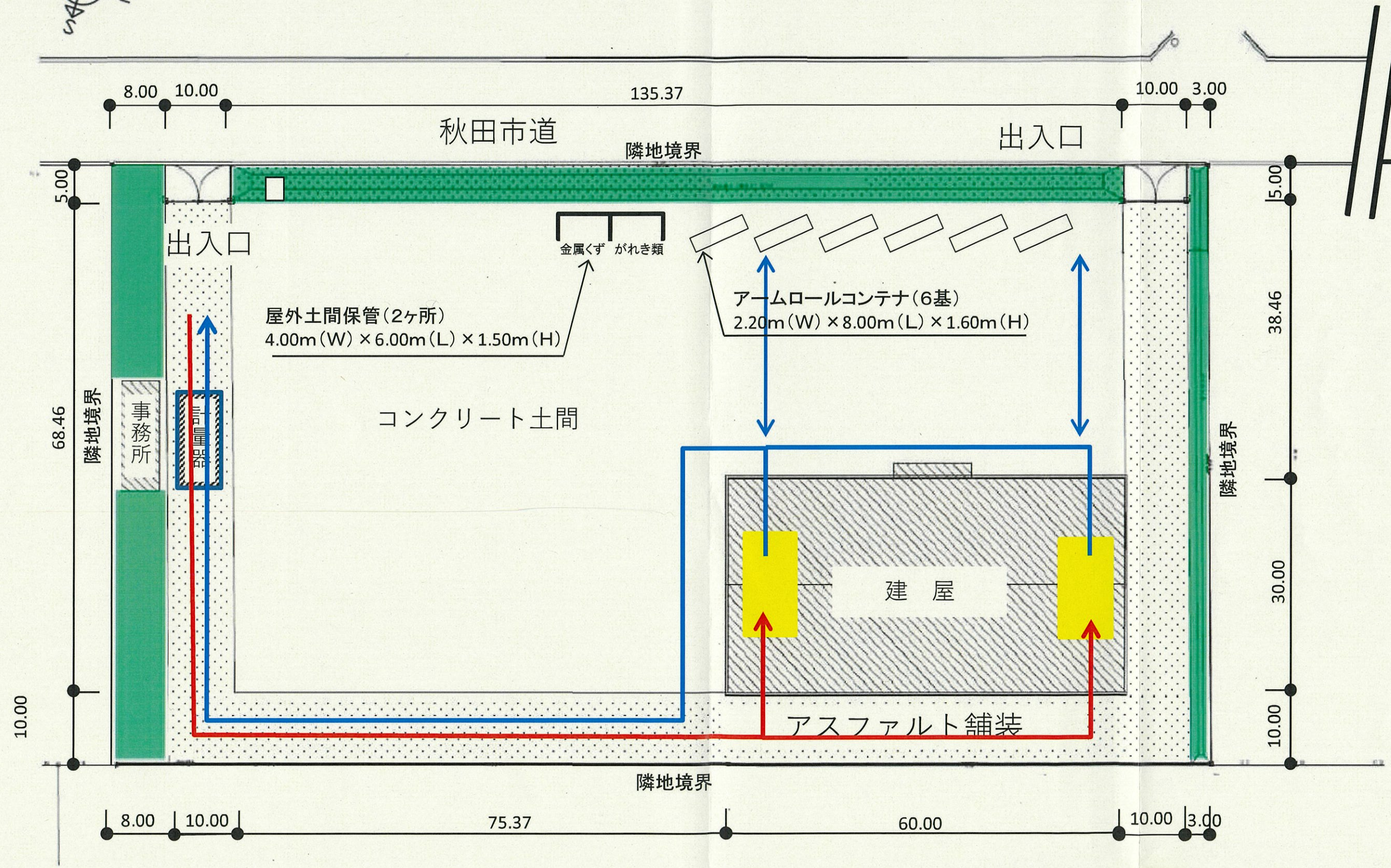
【6.その他必要な事項】

【7.備考】



ナチュラルエネルギー株式会社 様

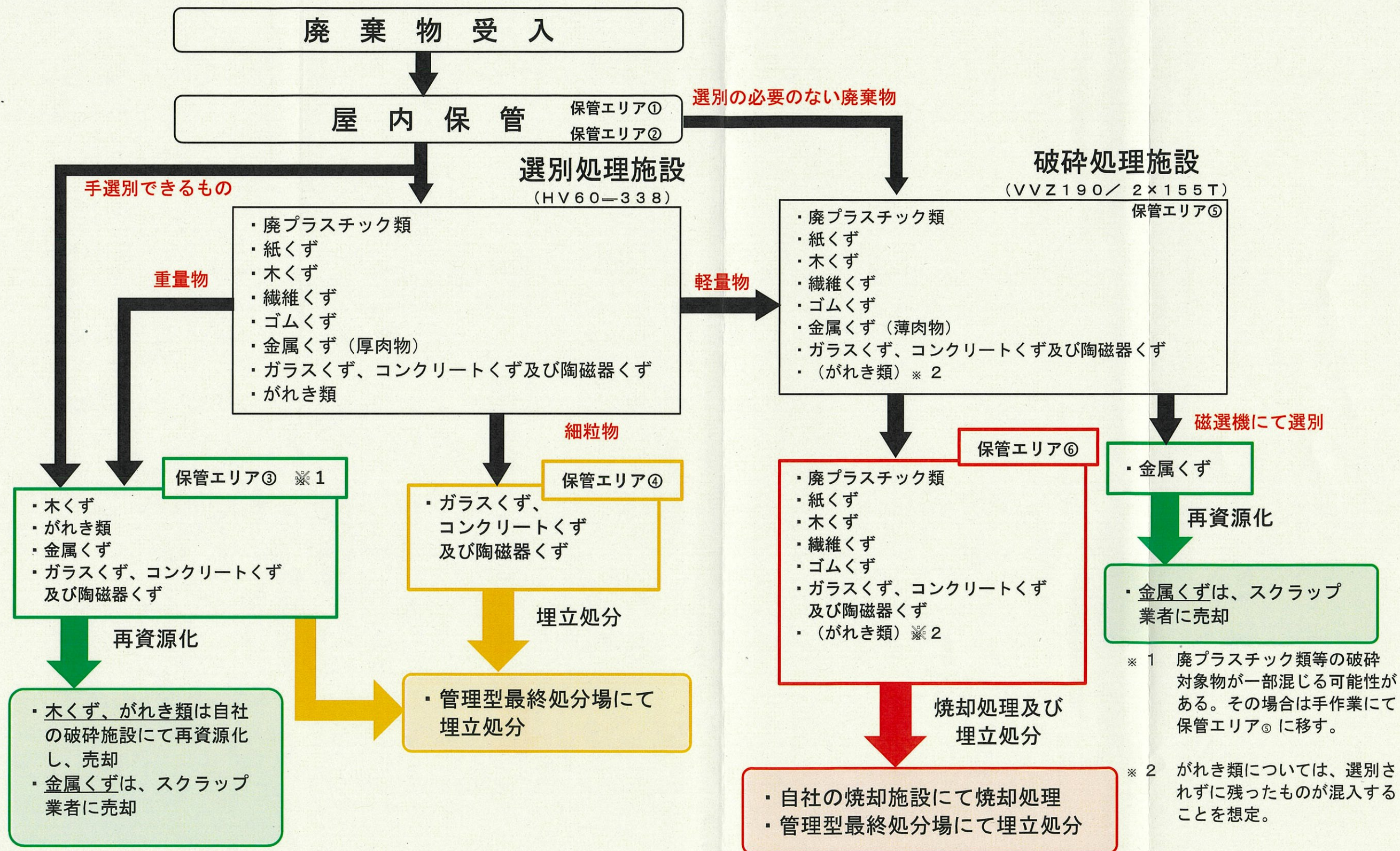
有限会社石川コンクリート工業 様



- 搬入車両 (Red line)
- 搬出車両 (Blue line)
- 作業エリア (Yellow square)

敷地内作業動線図

中間処理施設の処理フロー図





許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第51条ただし書きによる許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 秋田市長 穂積 志 様

令和 4 年 2 月 10 日

申請者氏名 ユナイテッド計画株式会社
代表取締役 平野 久貴



【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】 ユナイテッド計画株式会社
【ロ. 氏名】 ユナイテッド計画株式会社 代表取締役 平野 久貴
【ハ. 郵便番号】 011-0904
【ニ. 住所】 秋田県秋田市寺内蛭根 3-24-3/
【ホ. 電話番号】 018-865-3776

【2. 設計者】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 355844 号
【ロ. 氏名】 林 徳彦
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (秋田県知事) 知事登録第 18-10A-0747 号
株式会社林工務店一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 011-0943
【ホ. 所在地】 秋田県秋田市土崎港南 1-14-37
【ヘ. 電話番号】 018-845-1863

※手数料欄 現金 ¥160,000-

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
 第 4210 号 係員氏名			年 月 日 第 号 係員氏名
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 秋田市向浜一丁目1-25、1-192

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☒ 指定なし ☒ 法22条指定区域

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】 風致地区 (勝平山第3種風致地区)

【5. 道路】

【イ. 幅員】 15m
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 166.475m

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) 13,910.59㎡ () ()
(2) () ()
【ロ. 用途地域等】 (工業専用地域) () ()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (200%) () ()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 (60%) () ()
【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 13,910.59㎡ (2) ()
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200%
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60%
【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分 08620) 処理施設

【8. 工事種別】

☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替

【9. 建築面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築面積】 (1,977.28) (0) (1,977.28)
【ロ. 建蔽率】 14.21

【10. 延べ面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築物全体】 (1,975.36) (0) (1,975.36)
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () ()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () ()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () ()
【ホ. 自動車庫等の部分】 () () ()
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()
【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()
【チ. 自家発電設備の設置部分】 () () ()
【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 () () ()
【ル. 住宅の部分】 () () ()
【ヲ. 老人ホーム等の部分】 () () ()
【ワ. 延べ面積】 1,975.36 ㎡
【カ. 容積率】 14.20 %

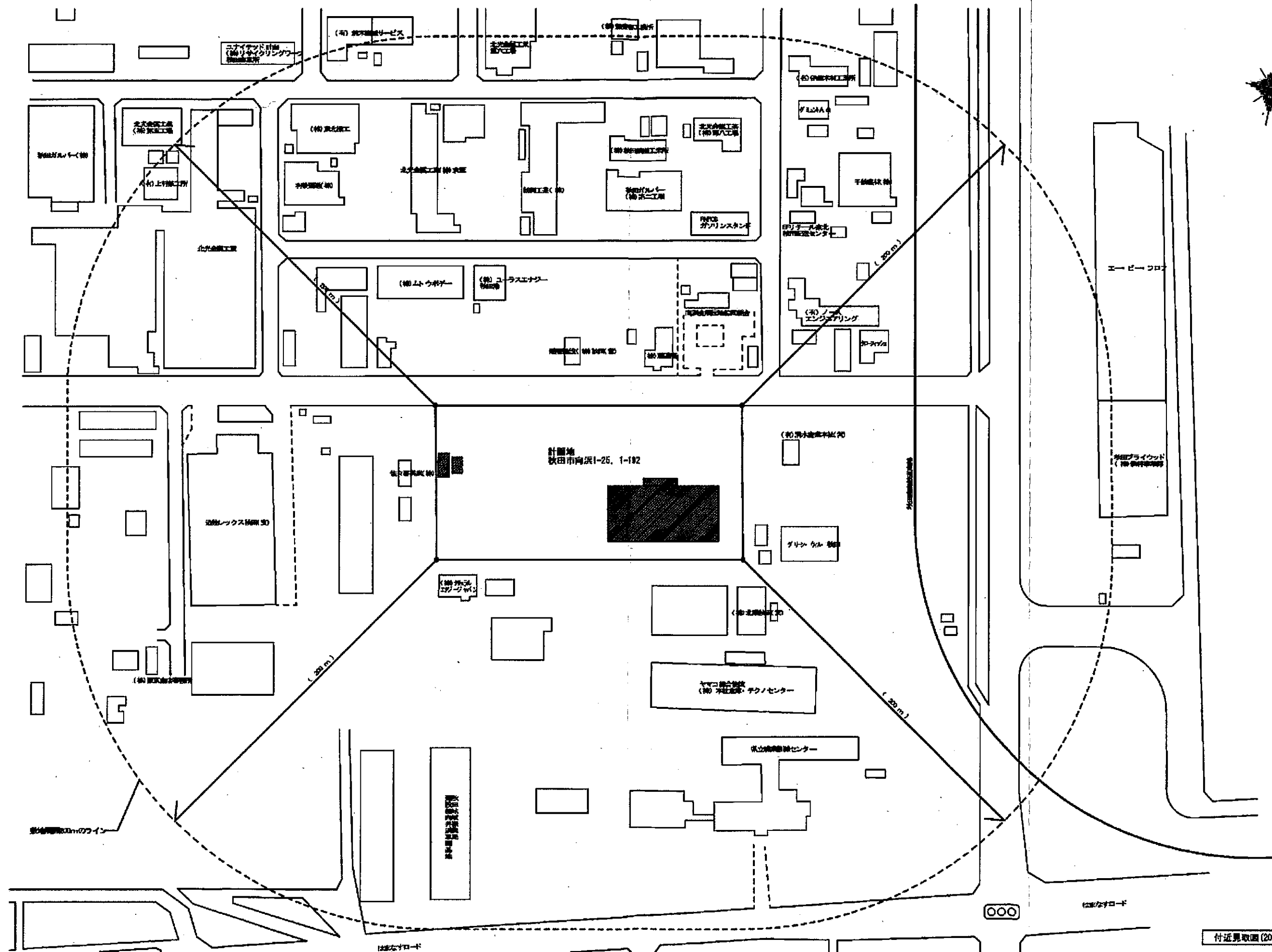
【11. 建築物の数】			
【イ. 申請に係る建築物の数】	3	/	
【ロ. 同一般地内の他の建築物の数】			
【12. 工事着手予定年月日】	令和4年	6月	1日 /
【13. 工事完了予定年月日】	令和4年	12月	31日 /
【14. その他必要な事項】			
【15. 備考】			

建築物別概要				(第三面)
【1. 番号】	1 /			
【2. 工事種別等】	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☐ 既設			
【3. 構造】	鉄骨 造 一部 造			
【4. 高さ】				
【イ. 最高の高さ】	14.05m /			
【ロ. 最高の軒の高さ】	12.30m /			
【5. 階別用途別床面積】				
【イ. 階別用途別】				
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(1 階)	(08620)	(工場棟)	(1,871.20)	(0) (1,871.20)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
【ロ. 用途別】				
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08620 /)	(工場棟)	(1,871.20)	(0)	(1,871.20)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
【6. その他必要な事項】				
【7. 備考】				

(第三面)

建築物別概要

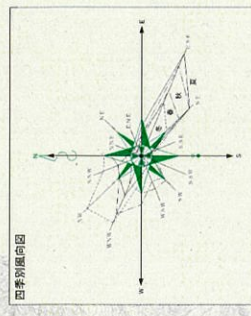
【1.番号】	3
【2.工事種別等】	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の様替 ☐ 既設
【3.構造】	鉄骨造一部造
【4.高さ】	
【イ.最高の高さ】	4.76m
【ロ.最高の軒の高さ】	4.65m
【5.階別用途別床面積】	
【イ.階別用途別】	
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)	(申請以外の部分)(合計)
(1階)(08990)計量器棟	(28.80)(0)(28.80)
()	()
()	()
()	()
(2階)	()
()	()
()	()
()	()
(3階)	()
()	()
()	()
()	()
(4階)	()
()	()
()	()
()	()
(5階)	()
()	()
()	()
()	()
(6階)	()
()	()
()	()
()	()
【ロ.用途別】	
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)	(申請以外の部分)(合計)
(08990)計量器棟	(28.80)(0)(28.80)
()	()
()	()
()	()
()	()
【6.その他必要な事項】	
【7.備考】	



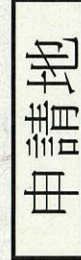
付近見取図(200m) S=1:1000

工事名 ユナイテッド計画 リサイクル工場 第3工場 中間処理(選別・破碎・脱水)施設 建設工事		株式会社 林工務店 一級建築士事務所	図面番号 第10-1009747号	図面名 付近見取図(200m)
設計 株式会社 林工務店	秋田市土崎港南一丁目14番37号 TEL 018-845-1815 FAX 018-845-0120	建築士 一級建築士 林 浩二	図面番号 第10-1009747号	図面名 付近見取図(200m) 図面番号 第10-1009747号

縮尺2万5千分の1



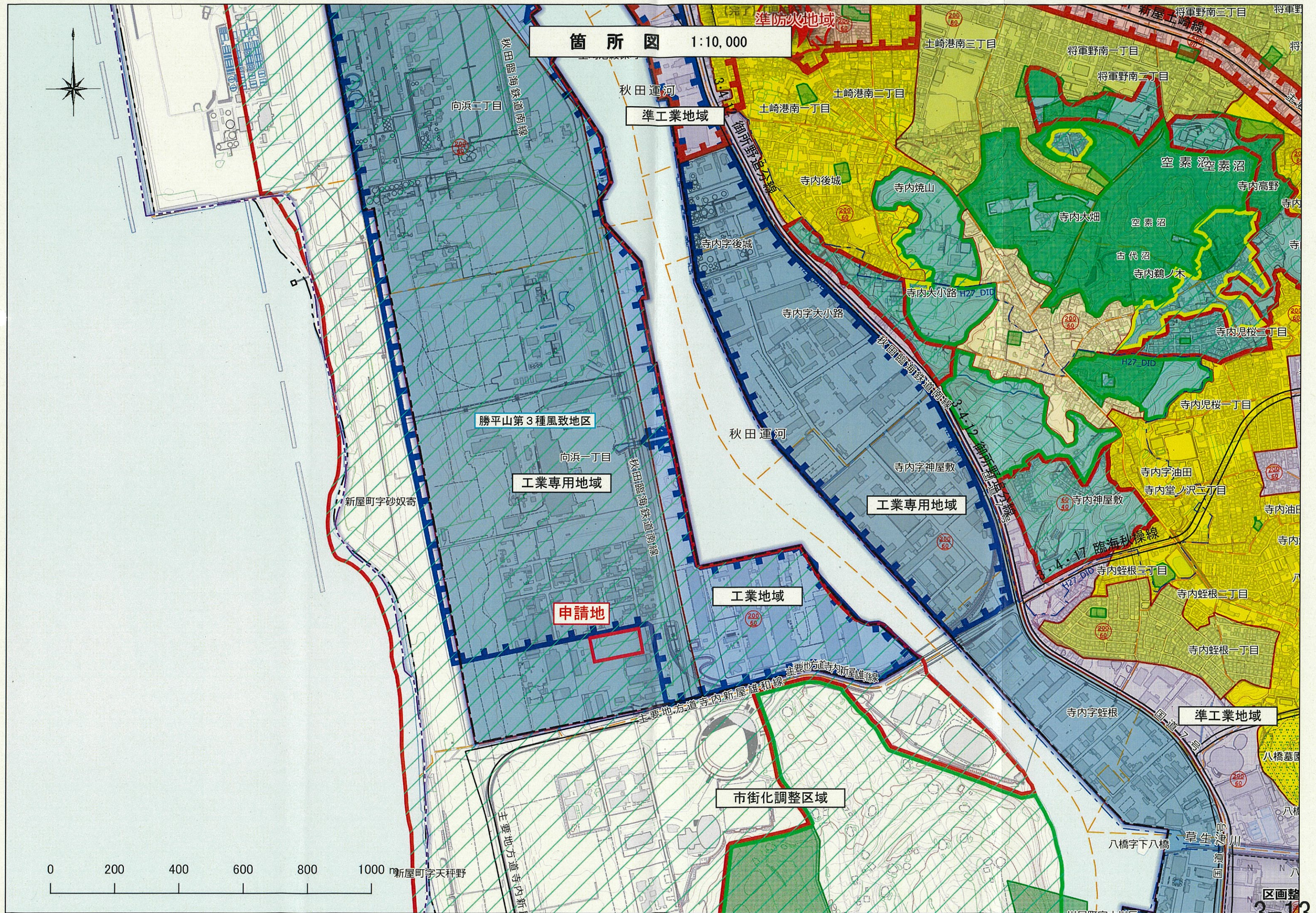
地区行政区域	面积 (km ²)	值	量
秋田县	约 9,587	平成17年3月1日国调值	
秋田县雄物川水系 (秋田地方)	约 4,437	平成17年3月1日国调值 (秋田县雄物川水系秋田川上游上流调查值)	
青森县	约 7,822	平成17年3月1日国调值	
青森县八戸地区	约 33,835		

[illegible]



箇所図 1:10,000

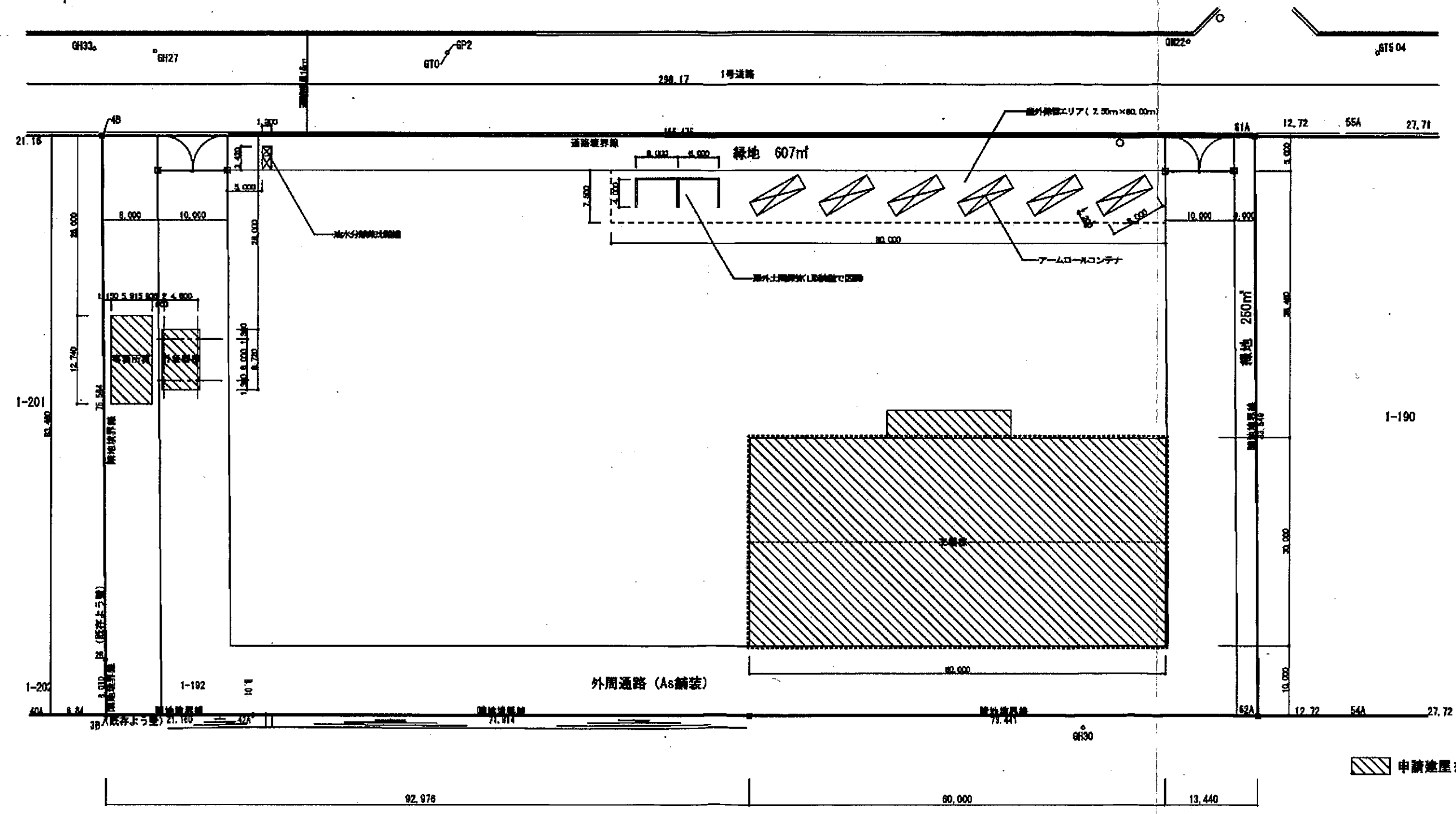
0 200 400 600 800 1000 m



現況重ね図⑬拡大図②
 S=1:500
 N=11.50
 H29.12.1

面積一覧表

地番名	面積
1-25	3741.0981695㎡
1-192	169.4910340㎡

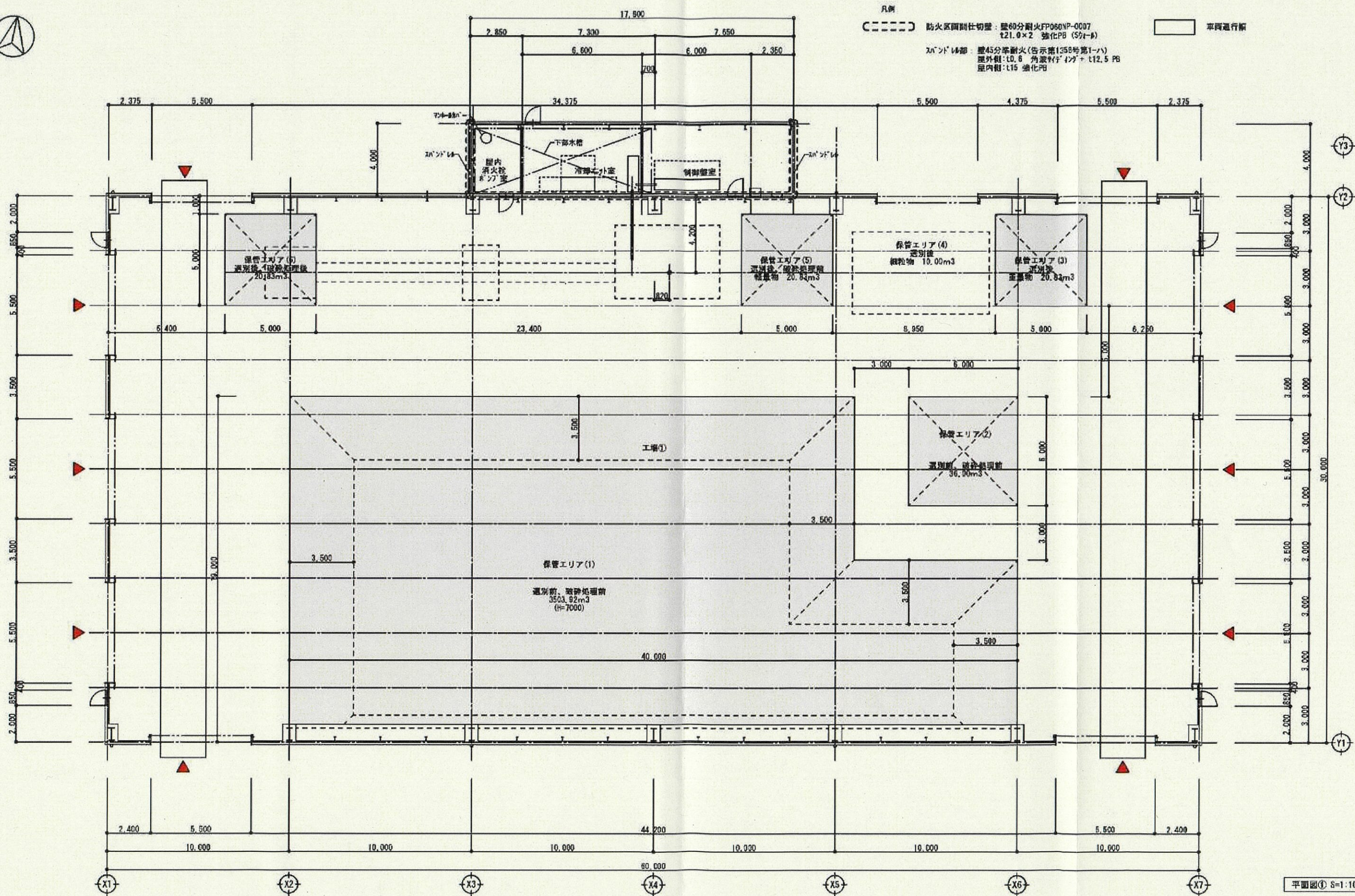


申請建屋を示す。

配置図 S=1:300



凡例
防火区画仕切壁：壁60分耐火FP060NP-0007
t21.0×2 強化PB (5ヶ所)
スリット部：壁45分耐火(告示第1358号第1-ハ)
屋外側：t0.6 角波付イン+ t12.5 PB
屋内側：t15 強化PB
車両通行扉



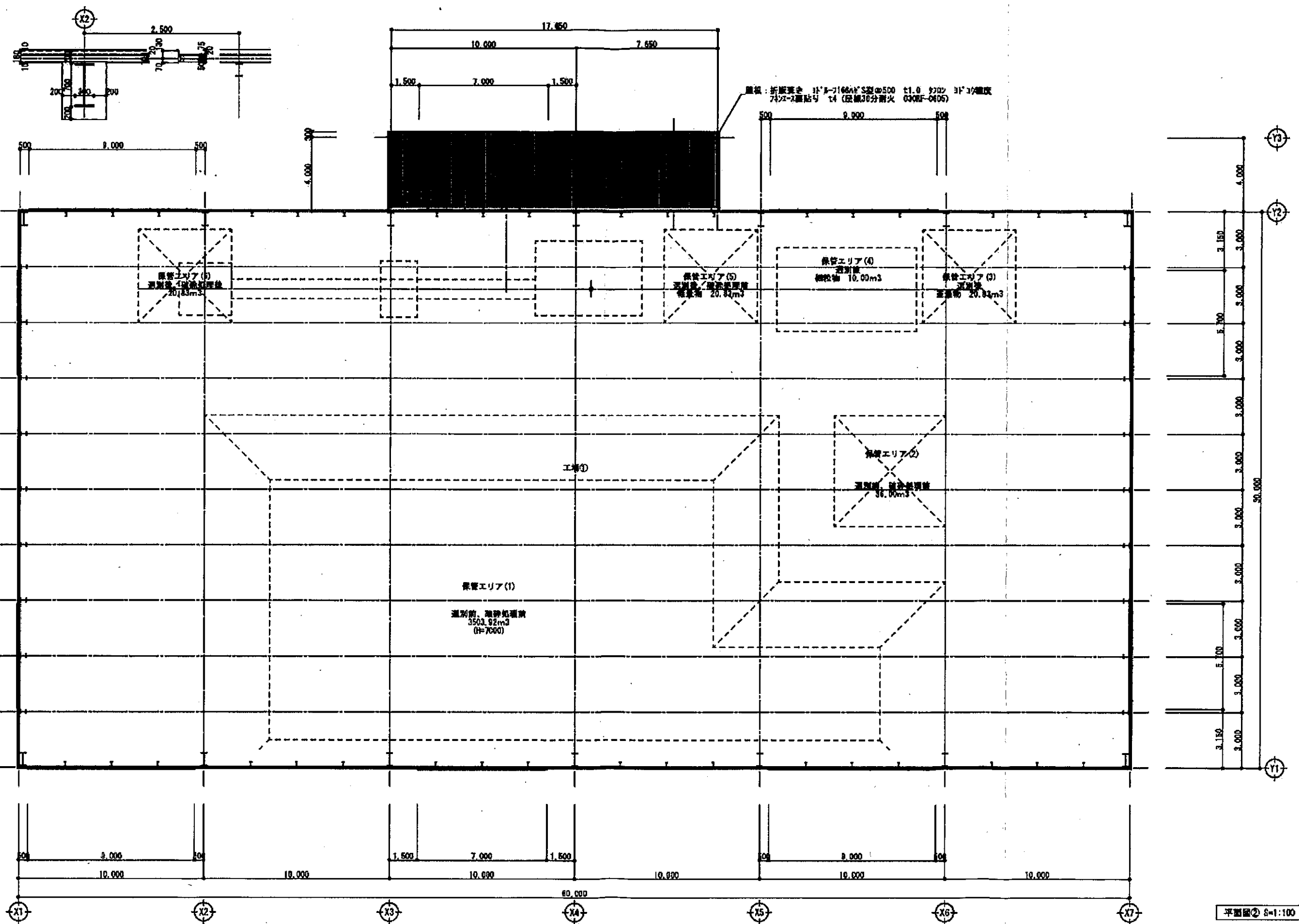
工事名
ユナイテッド計画 株式会社 林工務店 第3工場 中間処理 (選別・破碎・保管) 施設 建設工事
備考

株式会社 林工務店 一級建築士事務所

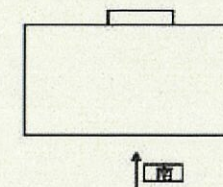
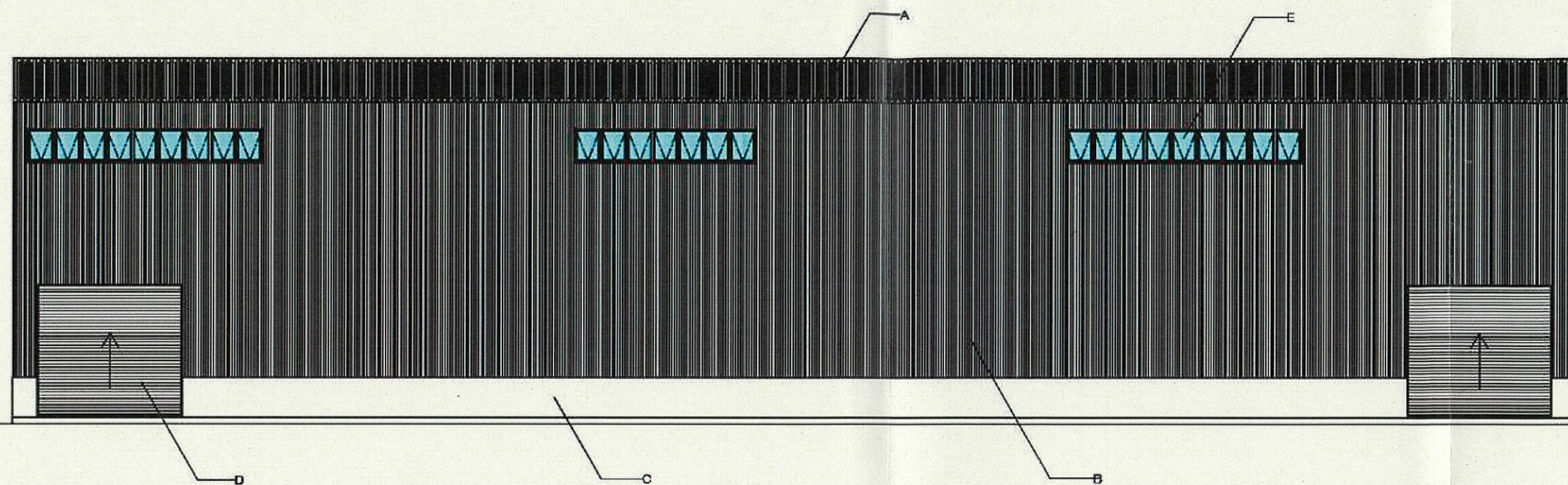
秋田市土崎港南一丁目14番37号

事務所
秋田県 秋田市 第15-12A0747号
代表取締役
一級建築士 第155944号
秋田県 秋田市

図面名
平面図①
図面NO
2012/02/08
A1 1:100
A2 1:200



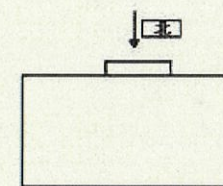
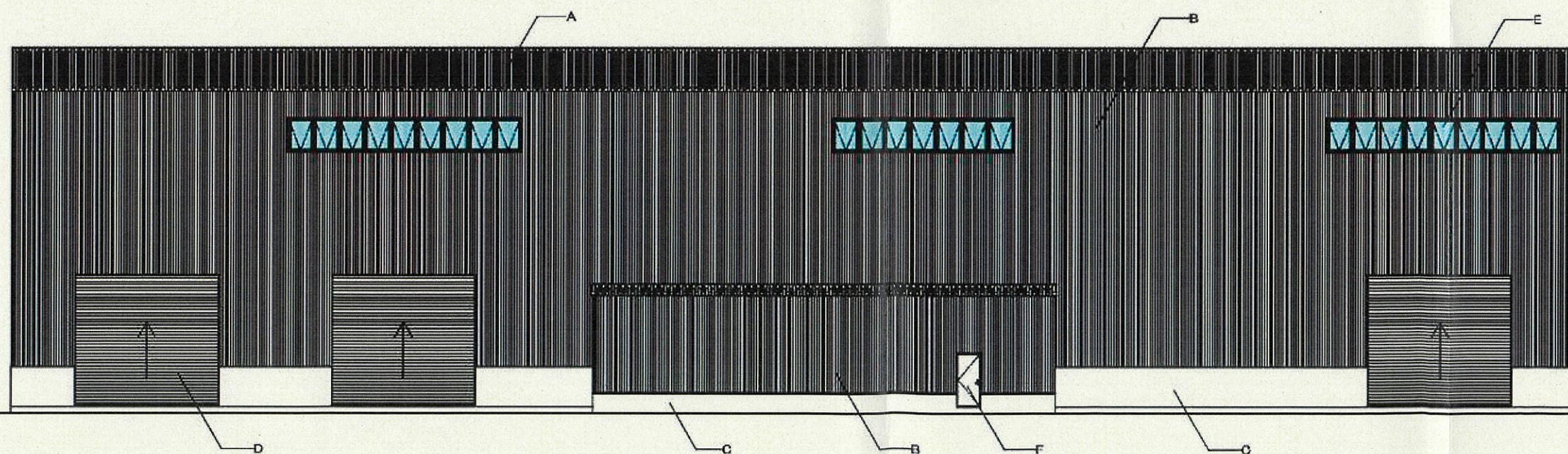
工事名 ユナイテッド計画課 リサイクルリングワーフ秋田 第3工場 中間処理（選別・破砕・保管）施設 建設工事		株式会社 林工務店 一級建築士事務所	代表取締役 秋田県知事 第18-19A0747号	不審	調査書 平面図②	調査NO -
備考		秋田市土崎港南一丁目14番37号 TEL 018-843-1860 FAX 018-843-0430	監理建築士 一級建築士 宮本 隆夫 〒 秋田		調査年月日 2012/02/06	調査人 A1 11180 A3 11280



KEY-PLAN S=1:1000

- 凡例
 A: 屋根 折板葺き
 B: 外壁 角波付「パン」 縦張
 C: 外部市木 コンクリート打放し 撥水剤塗布
 D: シャッター
 E: アルミサッシ
 F: スチールドア

南側立面図 S=1:100

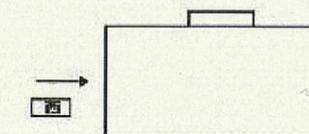
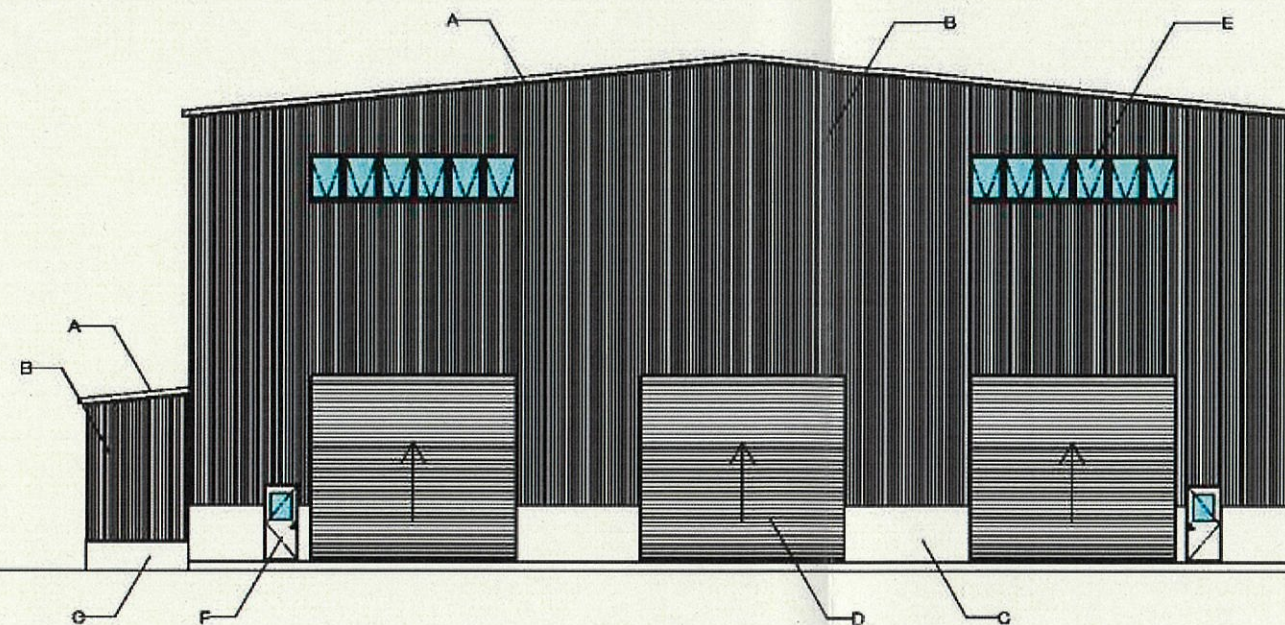


KEY-PLAN S=1:1000

- 凡例
 A: 屋根 折板葺き
 B: 外壁 角波付「パン」 縦張
 C: 外部市木 コンクリート打放し 撥水剤塗布
 D: シャッター
 E: アルミサッシ
 F: スチールドア

北側立面図 S=1:100

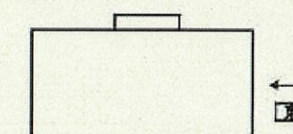
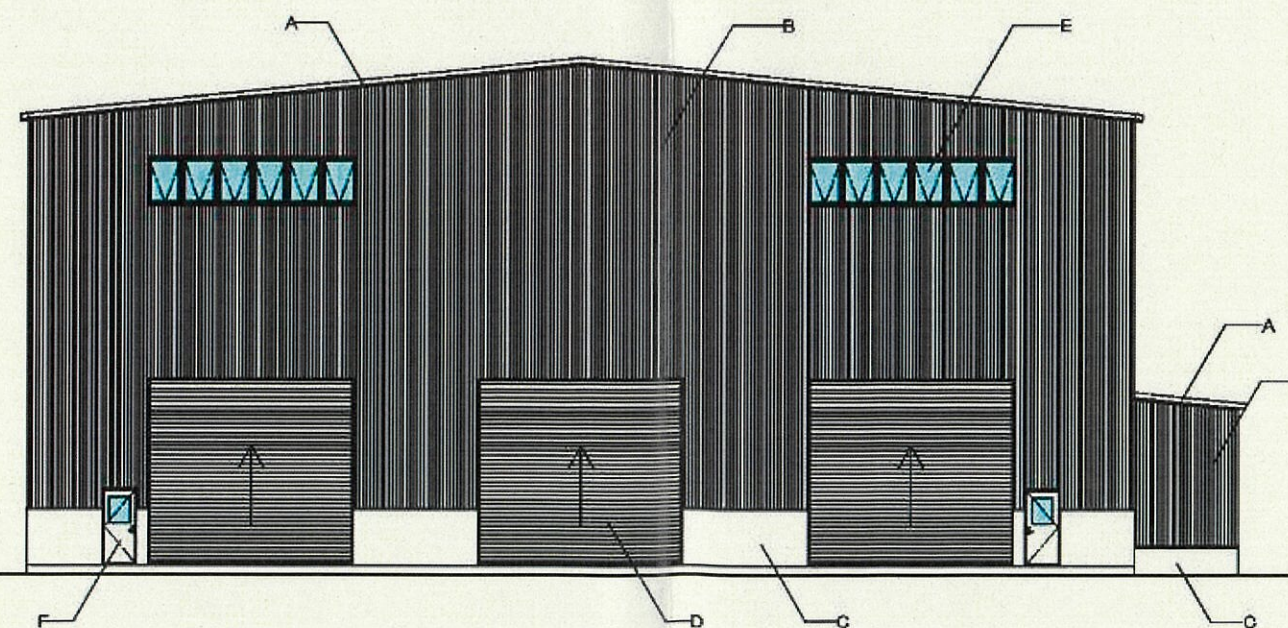
工事名 ユナイテッド計器機 リサイクル工場 廃棄物 中間処理 (選別・破碎・保管) 施設 建設工事	株式会社 林工務店 一級建築士事務所	事務所 秋田県 秋田市 1-1-1 100号 電話 018-824-1111 FAX 018-824-1112	図面名 立面図①
図号	秋田市土崎港南一丁目14番37号	設計者 一級建築士 林工務店	図面NO 3-17 縮尺 A1 1:100 A2 1:200 製図年月日 2012/02/08



KEY-PLAN S=1:1000

凡例
 A:屋根 折板瓦葺き
 B:外壁 角波打付(ンダ) 縦張
 C:外部巾木 エコライト打放し 撥水剤塗布
 D:シャッター
 E:アルミサッシ
 F:スチールドア

西側立面図 S=1:100

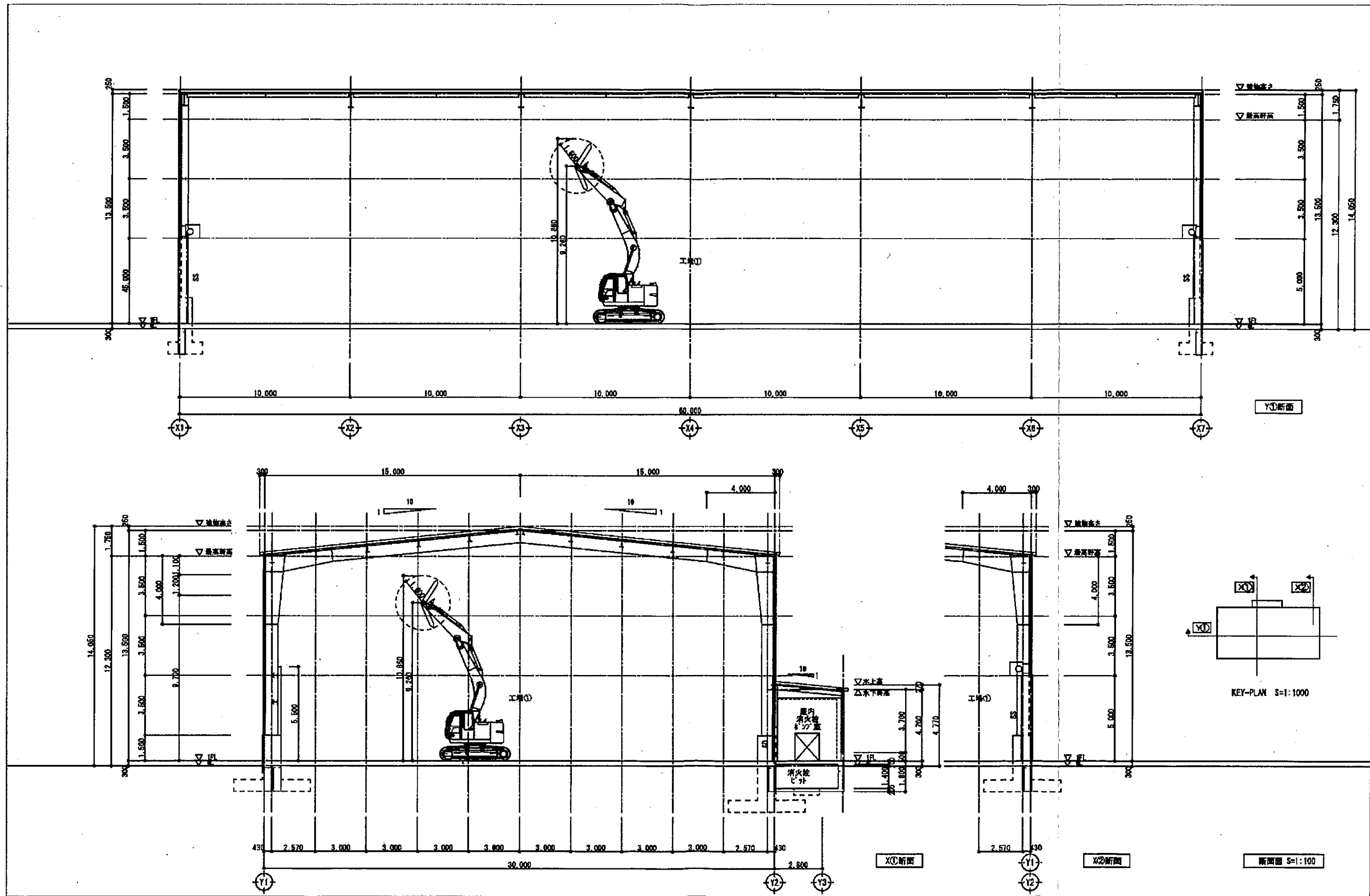


KEY-PLAN S=1:1000

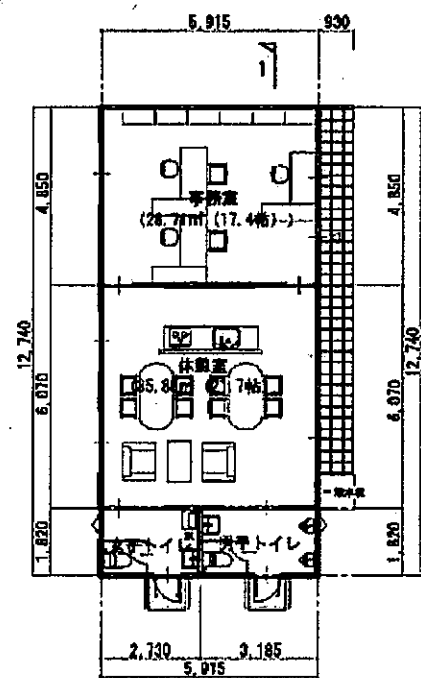
凡例
 A:屋根 折板瓦葺き
 B:外壁 角波打付(ンダ) 縦張
 C:外部巾木 エコライト打放し 撥水剤塗布
 D:シャッター
 E:アルミサッシ
 F:スチールドア

東側立面図 S=1:100

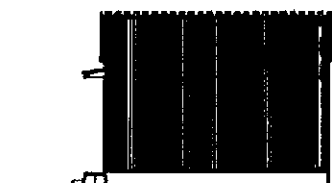
工事名 ユナイテッド計画館 リサイクリングワーク秋田 第3工場 中間処理(選別・破碎・保管)施設 建設工事	株式会社 林工務店 一級建築士事務所	事務所 秋田県秋田市 第10-12A0747号	図面名 立面図②	図面NO -
番号	秋田市土崎港南一丁目14番37号	登録建築士 一級建築士 第155944号 44 番 表	製図年月日 2012/12/06	縮尺 A1 1:180 A2 1:240



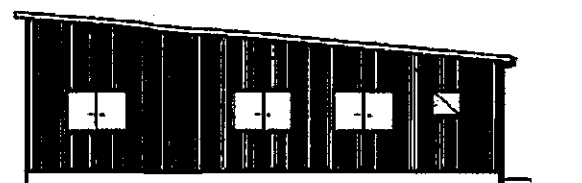
工事名 ユナイテッド計画 15号工場 中間管理 (選別・洗浄・保管) 施設 建設工事 図号	株式会社 林工務店 一般建築士事務所 秋田市土崎港南一丁目14番37号 TEL 010-343-1065 FAX 010-343-0220	原設計者 秋田県知事 第13-14A0747号 監理者 一般建築士 第155844号 設計者 株式会社 第155844号	図面名 断面図 図面番号 2012/02/06 図式 A1 1:100 A2 1:200
---	--	---	---



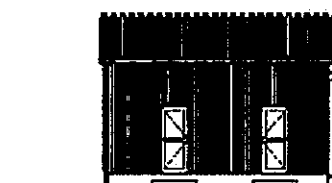
平面図 S=1:100



北側立面図 S=1:100



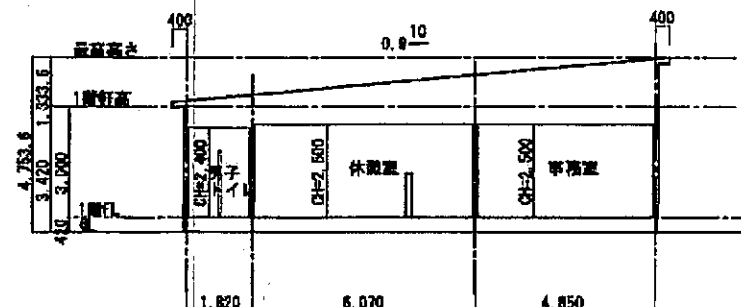
西側立面図 S=1:100



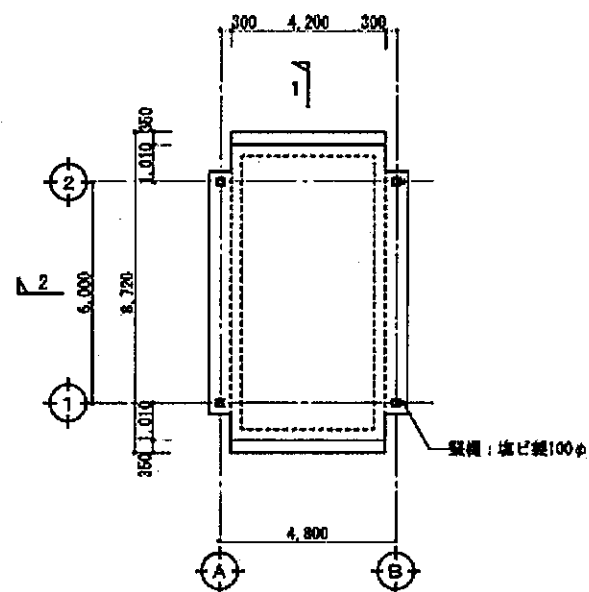
南側立面図 S=1:100



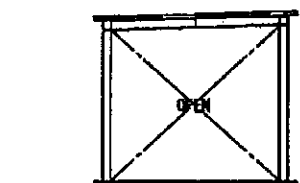
東側立面図 S=1:100



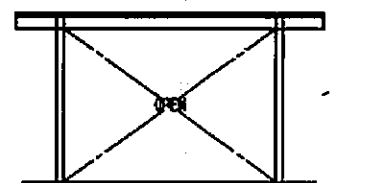
断面図-1 S=1:100



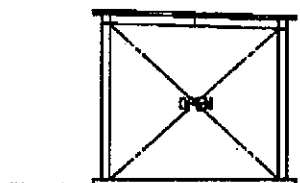
平面図 S=1:100



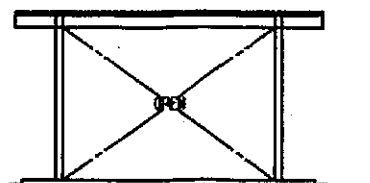
北側立面図 S=1:100



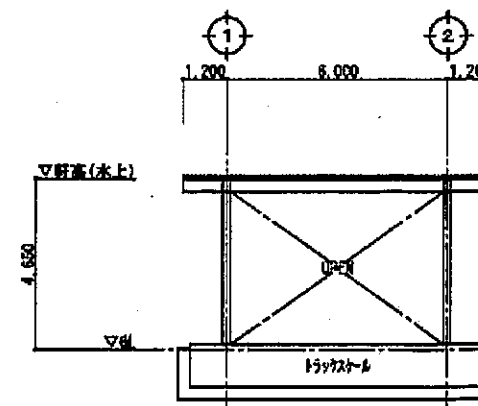
西側立面図 S=1:100



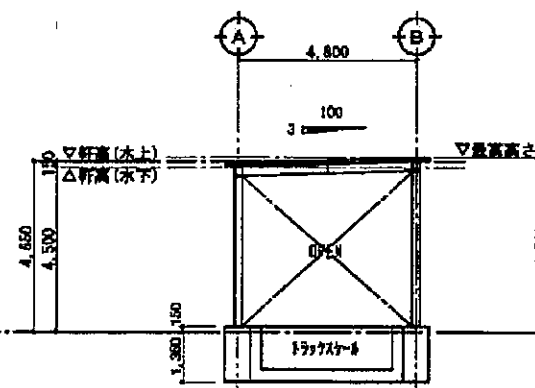
南側立面図 S=1:100



東側立面図 S=1:100



断面図-1 S=1:100



断面図-2 S=1:100

現況重ね図
S=1:500
N=11.50
H29.12.1

地番名	面積
1-25	13741.0991695m ²
1-192	169.4910340m ²

写真①
(北西方向より撮影)

写真②
(北東方向より撮影)

写真④
(南西方向より撮影)

写真③
(南東方向より撮影)

申請建屋を示す。

配置図 S=1:300

ユナイテッド計画㈱ リサイクルワープ秋田 第3工場 中間処理（選別・破碎・保管）施設 建設工事

株式会社 林工務店 一級建築士事務所

事務所登録

承	
---	--

図面名	配置図
-----	-----

面 NO

備考

秋田市土崎港南一丁目14番37号

管理建築士	第 355844 号
一級建築士	林 博彦

制四年月日 2022/02/16

柚尺	A1	1:300
	A3	1:600

3-21



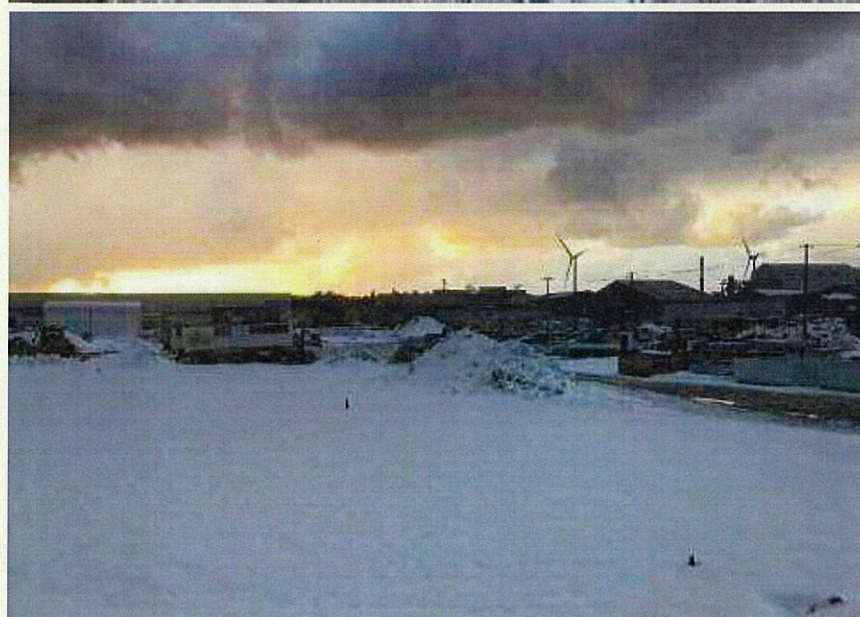
ユナイテッド計画㈱
破碎・選別・保管施設
施設敷地 現況写真①

(北西方向より撮影)



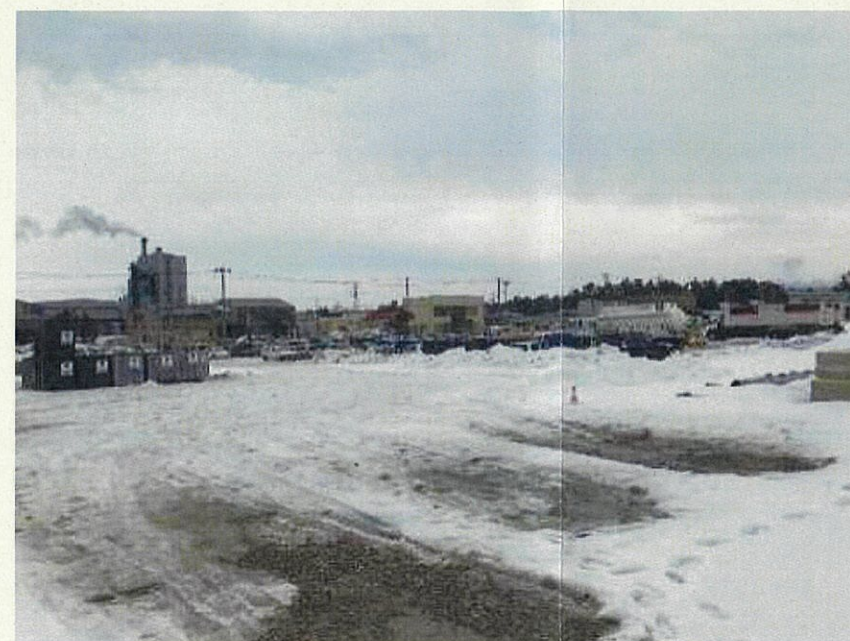
ユナイテッド計画㈱
破碎・選別・保管施設
施設敷地 現況写真②

(北東方向より撮影)



ユナイテッド計画㈱
破碎・選別・保管施設
施設敷地 現況写真③

(南東方向より撮影)



ユナイテッド計画㈱
破碎・選別・保管施設
施設敷地 現況写真④

(南西方向より撮影)

余 白

余 白